

タイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日付け14生産第10775号生産局長通達）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
4 <u>蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査</u> 植物防疫官は、<u>告示4の蒸熱処理施設、告示6の（2）のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の（2）及び3の（1）の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該蒸熱処理施設、こん包場所又は保管場所について、実地で調査するものとする。</u> （削除） 5 検査及び消毒の実施の確認 （1）消毒の実施の確認 植物防疫官は、<u>告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア～ウ（略） （2）<u>検査の実施の確認</u> 植物防疫官は、<u>告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示3の（1）の検査の実施記録を確認し、検査が的確に行われていることを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。</u>	4 <u>消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査</u> <u>（1）植物防疫官は、消毒施設、こん包場所及び保管場所について、それぞれ1、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができる。</u> <u>（2）（1）の調査は、原則として、タイ植物防疫機関が行う日本向けマンゴスチンの生果実の消毒施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査と共同して行うものとする。</u> 5 検査及び消毒の実施の確認 （1）消毒の実施の確認 告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア～ウ（略） （2）<u>輸出検査の確認</u>

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上がタイ植物防疫機関によって検査されたことを確認すること。 イ 検査の結果、<u>検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群がなかったことを確認すること。</u> (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) 6 輸出の停止	ア <u>告示5の検査の確認は、原則として、マンゴスチンの生果実のこん包数の5パーセント以上についてタイ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群がないことを確認することをもって行うものとする。</u> イ <u>アの検査の確認の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。</u> ウ <u>植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。</u> エ <u>ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付させるものとされている。</u> Phytosanitary certificate Label For Mangosteen Master certificate No. Package No. Date of disinfestation Certified by _____ (Thai inspector) Certified by _____ (Japanese inspector) オ <u>エにおいて植物検疫証票をちょう付する場合には、ウによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させるものとする。</u> <u>(3) 確認業務</u> <u>(1) 及び (2) の確認業務は、原則としてタイ植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。</u> (新設)
--	---

(1) タイ植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群を発見した場合、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因について調査し、その原因が判明するまでは、以後の告示4の消毒を行わないものとされている。

(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、タイ植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。

7 植物検疫証票

告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとされている。

Phytosanitary Certificate Label

For Mangosteen

Master Certificate No.

Package No.

Date of Disinfestation

Certified by

(Thai inspector)

8 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物として日本向けに輸出される生果実の保管状況について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示7の保管場所での保管状況の確認の記録により、保管が適切に行われていることを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該保管状況について、実地で確認するものとする。

ア・イ (略)

ウ 植物検疫証明書及び植物検疫証票の抹消

エ (略)

(2) タイ植物防疫機関は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、保管場

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、タイ植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア・イ (略)

ウ 8の(2)による植物検疫証票のまつ消状況

エ (略)

(2) 植物防疫官は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、(1)のアからエまでに掲げる事項を記録させることができるものとする。

(3) (1)の確認は1か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時確認することができるものとする。

所を管理する責任者に対し、(1) のアからエまでに掲げる事項を記録させるものとされている。 (削る。) <u>9</u> (略) <u>10</u> 輸入検査 (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実及び添付されている植物検疫証明書若しくはその写し又は植物検疫証票を確認して行うものとする。 <u>なお、植物検疫証票を確認して行う場合は、告示8の植物検疫証明書又はその写しが植物防疫所にあらかじめ送付されていることを確認するものとする。</u> (2) (略) (3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損され、若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。 (4)・(5) (略)	<u>7</u> (略) <u>8</u> 輸入検査 (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実及び添付されている植物検疫証明書若しくはその写し又は植物検疫証票を確認して行うものとする。 <u>ただし、植物検疫証明書の写し又は植物検疫証票による確認は、航空携行手荷物として輸入された場合に限り行うものとする。</u> (2) (略) (3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損され、若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。</u> (4)・(5) (略)
---	---